

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 22 回定例
2 月 16 日（月）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 27 年 2 月 16 日に教育委員会第 22 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 27 年 2 月 16 日 (月)	開会 閉会	9 時 30 分 10 時 55 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員 委 員 (教育長)	溝 口 紀 子 斉 藤 行 雄 加 藤 文 夫 渡 邊 靖 乃 安 倍 徹	
	事務局 (説明員)	山 崎 泰 啓 水 元 敏 夫 池 田 和 久 高 橋 雄 幸 山 本 知 成 中 川 好 広 平 松 明 子 河 野 康 裕 杉 山 和 幸 林 剛 史 渋谷 浩 史 渡 邊 浩 喜 北 川 清 美 増 田 曜 子 福 永 秀 樹 石 井 宣 明 渡 邊 聡 谷 野 純 夫 杉 本 寿 久 羽 田 明 夫 伏 見 光 博 野 村 賢 一 加 藤 剛 史 長 井 利 樹	教育次長 教育監 事務局参事兼教育総務課長 健康安全教育室長 教育政策課長 情報化推進室長 人権教育推進室長 財務課長 福利課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 社会教育課長 文化財保護課長 スポーツ振興課長 静岡教育事務所長 静岡西教育事務所長 中央図書館長 総合教育センター所長 義務教育課人事監 教育総務課参事 教育総務課主席人事管理主事 教育政策課指導主事 高校教育課参事	

4 その他

- (1) 第57号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項1～6は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
報告事項5と6は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、
異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、報告事項5と6を非公開とする。今回は公開案件から審議
を始める。

報告事項1 不祥事根絶データベースの開設

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 不祥事根絶データベースの開設」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： このような形で事務の省力化はできるが、電子化で報告する場合、定期的に確認することを忘れると、せっかく報告があってもそれを見逃してしまう危険性がある。タイムリーに見られないと効果的な対応がとれないので、日に何回か時間を決めて必ず見るようなルールを作っていないと、現場がせっかく報告しても、事務局が確認するのが翌日になってしまうことも起こりうるのではないか。単に電子化のルールだけでなく、それを組織でどのように活用するのかについてのルールもきちんと作っておかないと、隙間にボールが落ちてしまうようなことが起こりうる。そのことは注意していただきたい。

教育総務課主席人事管理主事： 一般のホームページのように毎日更新されるものではないので、こちらから新しい情報を出す場合には、そのことを文書で通知する予定である。その文書が来たときにはデータベースを確認していただく。なお、「少なくとも週に一度は確認する」などのお願いは、アカウントを配布する際の最初の文書に記載していきたいと考えている。

加 藤 委 員： 報告を出す側は「きちんと報告したではないか」という気持ちであるのに、確認する側が「いつも更新されるわけではないので、今日も来ていないだろう」と考えて、報告を確認しない間に状況が悪くなるこ

ともありうる。報告が来るか来ないか分からなくても、必ず一日一回は確認して、その日の状況を把握することはやっていただきたい。

委員 長： 報告があったことを知らせるのは、アラート機能でできるのではないか。パソコンの画面に通知が出るようにすれば良いと思う。

教育政策課指導主事： その手法については情報化推進室で研究していく。

委員 長： 加藤委員の御指摘のとおり、せっかく早く情報が届いたのに、それをずっと処理できないのでは良くないので、データベースを活かした機動力ある対策をしてほしい。

斉藤委員： この狙いである不祥事根絶は、永遠のテーマであり簡単には成果は上がらない。しかし、それでも言い続ける必要があるので、注意喚起は続けていただきたい。ただ、不祥事根絶の校内研修会はやると思うが、いつも同じテーマではマンネリ化してしまうので、他の学校ではどのような取組をしているのかを参考にできるといい。今回のデータベースの開設は、「これを見ることで他校の情報が入手できる」ということを目的としているということによいか。

教育総務課主席人事管理主事： そうである。

斉藤委員： 報告を上げるタイミングであるが、研修会等を実施したらすぐに報告するというのか。同じように、管理職による面接を行ったら「今日、面接をした」と報告するののか。それとも、「週1回」のように定期的に報告を上げるということなのか。

教育総務課主席人事管理主事： 年2回、前期・後期でとりまとめて報告していただいているので、それを載せていく。研修などをやった際の報告を義務付けると、学校現場の多忙化につながってしまうので、事務局として今は考えていない。現状でもすでに行っていることを、電子上でのやり取りに替えるというのが、今回の取組である。

斉藤委員： 業務の軽減という意味では、この取組でどの程度の効果が期待できるのか。100の負担感が80くらいに軽減されるというイメージか。

教育総務課主席人事管理主事： 書類のやり取りの手間を考えると、かなりの軽減となるはずである。特に義務教育では、教育総務課から義務教育課、義務教育課から教育事務所、教育事務所から市町教育委員会、市町教育委員会から各学校へというルートがあるが、この開設によって教育総務課から学校へダイレクトにお願いができることになる。なお、その内容は義務教育課・教育事務所・市町教育委員会でも同時に見ることができるわけであるが、1回で済む。逆に報告を上げるときも1回で済む。各担当が見て必要な修正はやっていただくが、途中のステップがなくなることで、時間的にも労力的にも省力化できると期待している。

斉藤委員： 了解した。業務の軽減にはつながるが、あとは「定期的に確認するように」という加藤委員の御指摘が守られるといいと思う。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 教育進行基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画の平成26年度進捗状況

- 委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 教育進行基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画の平成26年度進捗状況」について、山本教育政策課長より説明願う。
- 教育政策課長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 渡邊委員： 先ほどの説明にあった、県教育委員会のフェイスブックの件であるが、フェイスブックの「いいね」数は増えているのか。
- 教育政策課長： 増えてはきているが、今はまだ1,000件を割っている程度である。ただ、記事よっての個別の「いいね」は増えている。例えばサッカーワールドカップの後に、サッカー日本代表の長谷部選手関連の記事を載せたときは、非常に多くなった。
- 渡邊委員： それは、県教育委員会のフェイスブックを見たというよりも、長谷部選手の記事を見ていて、結果的に教育委員会のページにたどり着いたということだと思う。もともとの教育委員会のフェイスブック自体に「いいね」を押している人を増やさないと、教育委員会から個人へのお知らせが届かないので、増やす工夫を次年度以降、検討してほしい。例えば、教育委員会が主催するいろいろなイベント等で、「フェイスブックもやっています」ということをもっと強力にアピールすることで、見てくれる人は増えるのではないか。また、最低でも週一回は更新されれば、関心を持つ機会が増えると思う。例えば、「Eジャーナルを発行しました」など、細かい情報も載せてはどうか。ちなみに、Eジャーナルはウェブ上で見ることができるのか。
- 教育政策課長： そうである。
- 渡邊委員： そのような連携もやっていただくといいと思う。Eジャーナルは、学校関係者の手元には届くが、一般の人には届きにくいので、そのような連携が効果的ではないか。
- 教育政策課長： 県教育委員会のフェイスブック自体に「いいね」を押してもらえると、新規情報をアップしたときにお知らせが届くようになるので、我々としても増やしていきたいと考えている。御意見にあったように、イベント等で広報することもやっていきたい。
- 渡邊委員： 県のPTAの大会でも2,000人くらいが集まるので、「ここを読み込むとアクセスできます」というようなお知らせがあると、読者が増えていくのではないか。
- 委員 長： 今はフェイスブックだけでは十分ではない。私も県教育委員会のフェイスブックに「いいね」を押しているが、私個人のフェイスブックの「いいね」よりも少ないようである。私の場合は1万件にもなるが、それには仕掛けがある。それは、ツイッターで流すことである。ツイ

ッターの方が早いからである。また写真を載せると効果的である。長谷部選手などスターの写真を何回も使うわけにはいかないが、子どもたちの写真は許可を取れば載せることができる。教育委員会の売りは子どもたちの写真なので、その利点を活かしてほしい。セキュリティーや書き込み等の問題はあるが、ツイッターも発信だけにして連動させることで、かなりアクセスは増えるのではないか。

教育政策課長： 検討していく。

委員長： 他に御意見はあるか。

加藤委員： 第3章の「社会総がかりで取り組む人づくりの推進」の中で、進捗状況が計画より遅れているという評価の「●」になっているものとして「通学合宿の実施団体数の拡大」という項目がある。実施箇所数も平成24年がピークで、その後徐々に減っているが、移動教育委員会で通学合宿を視察した際、地域の方が大変熱心に協力して取り組まれていた。実施団体が減っているのは残念だが、その理由は負担感が出てきたからか、それともマンネリ化してきたからか。

社会教育課長： 実施団体の減少の一番大きな理由は、中心になってやってこられたリーダーの方々が高齢化して、なり手がなくなったことである。今年度の分析で、リーダーの後継者がいないという課題が顕在化してきたので、リーダー後継者を養成していく仕組みや、ボーイスカウトや子ども会等の組織をさらに活用することなどを検討している。

加藤委員： そうであれば、コミュニティ・スクールの中でも取り上げてもらえばいいと思う。「通学合宿は子どもたちの評価も高く、ぜひ続けてやっていただきたい。しかし、それについてリーダーが不足しているので、リーダーをどのような形で選出していくのかを議論してほしい」と伝えてはどうか。

社会教育課長： 承知した。コミュニティ・スクールや学校支援地域本部などで、通学合宿について御意見をいただくことも一つの方策として検討していきたい。

加藤委員： ところで、今は進捗状況が遅れているが、教育委員に議論をお願いしたいことや、「計画はこうだが、この点を変更したい」等があれば、この場で報告してほしいが、特にはないか。

教育政策課長： 特にはない。

加藤委員： この報告で「●」がついている項目は、どこか他力本願のようなところがある。例えば、スポーツ関係で「アスリートが生まれなかった」として「トップアスリートの強化・活用」が「●」となっているが、これは我々教育委員会の責任と考えるべきなのか。

委員長： それは私も同感である。スポーツの専門家の立場で言えば、46頁の指標の設定自体が誤っている。国民体育大会だけで静岡県の競技力を測ることはできない。トップ選手にとって、国民体育大会はむしろマイナーな大会であって、そこを目指すことはしていないからである。

また、数値を上げる、という観点で言えば、この指標が実績すべて

を網羅していないことも問題である。中体連や高体連の結果が国民体育大会に反映しているとは思えないし、実業団スポーツの存在もある。大学生についても、静岡県の大学に通っていても出身県の代表となっている場合もあれば、その逆もありうる。先日、高柳先生の祝賀会に県の体育協会の関係者が集まって、そこでは国民体育大会の結果を非常にショックなものと受け止めていたが、競技力について抜本的に対策を講じるのであれば、指標のあり方をもっと実態に即して広げるべきである。国民体育大会だけでは測れない現状があるのに、国民体育大会だけが基準になっているのは残念である。分析がしっかりできていないというか、伸びている部分がきちんと評価されていないように思うので、また検討してほしい。

他に異議はないか。

全 委 員 長： (特になし)
委 員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 人間関係づくりプログラムの改編について

委 員 長： 報告事項4頁「報告事項3 人間関係づくりプログラムの改編について」、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

効果測定ソフトを活用することだが、その効果を調べるには改編前後を調べて比較するのがいいと思う。しかし、それは間に合うのか。効果測定ソフトは来年度の4月からスタートするのか。

義務教育課長： 活用・検証の流れは、別添の暫定版の3頁にある表のとおりである。委員長の御指摘のとおり、活用前と活用後の結果を比較するという趣旨で、質問文や効果測定ソフトの分析結果で「思うようにできなかった」などのような形で、まず4月の段階で指定項目については回答してもらい、現状のデータを把握していただく。そして年間を通じてプログラムを実施して取り組み、11月に最後の効果を測定して、前のデータと比較していただくことを考えている。

委 員 長： 効果的な活用を期待している。

加 藤 委 員 長： このプログラムは非常に面白い内容であり、教室で活用すればそれなりの効果は上がると思う。ただ、子どもの人間関係について言えば、良い子になることばかりを教えるしまうと子どもが潰れてしまう。時には怒ったり、人から非難されたりするようなことがあってもいい。人間はそのように本音をさらけ出す必要があり、大人では上手にさらけ出すことができるが、子どもはなかなか上手くいかない。本音をさらけ出したことによって、いじめになったり、けんかになったりすることもあるが、あまり「良い子になれ」と言ってストレスを発散することを抑えすぎると、逆に子どもは育ちにくいと思う。そのため、先

生方がこのプログラムを使って指導する際は、自己抑制をやりすぎることがないように、上手く活用してほしい。

委員 長： 子どもたちもそうだが、先生の中にもなかなかコミュニケーションが取れない人はいる。このプログラムが子どもだけではなく、大人にも波及すると思う。

他に異議はないか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 平成26年度特別支援体制整備研究協議会報告

委員 長： 報告事項5頁「報告事項4 平成26年度特別支援体制整備研究協議会報告」について、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

一つ確認したいが、今の説明の「幼稚園・保育所内において、支援体制に地域差があった」というのは、具体的にはどのようなものか。

特別支援教育課長： 「この地区だけの特徴」というように顕著に現れるわけではないが、地域差の一つとして、幼稚園・保育園の設置者が公的か民間か、という違いがあり、ある市町では私立ばかりで別のある市町では公立ばかり、というような例がある。その中で、なかなか対策が難しい面もある。特に私立では個人情報取り扱いに慎重であり、効果的な対策がとりにくいという一面も見られた。

委員 長： 幼稚園・保育園については、都市部は私立が多く、周辺市町では公立が多いという状況があり、私学との連携という課題も見えてくる。他にも具体的な課題を見つけて、対応策を講じてほしい。

斉藤委員 員： 福祉と教育が一体となって支援するという説明があったが、これは非常に大切なことである。特に特別支援教育では、最初の出会いの部分が重要である。家庭内で悩んだまま、「どこに行ったらどのような人がいて、どのような相談に乗ってもらえるのか」ということが分からない人も多いと思う。そのため、相談窓口のPRのやり方についても検討してほしい。

なお、チーフ・コーディネーターについてであるが、このチーフ・コーディネーターはどのような資格が必要で、現在は何人くらいが活躍されているのか。

特別支援教育課長： まず窓口であるが、一つには市町の行政の窓口がある。しかし、行政機関にはなかなか声をかけにくいという声もあり、地域によっては幼稚園や保育園、特別支援学校が相談の窓口になっていることもある。ただ、初めての方は特別支援学校に直接相談するのは難しく、そのため3歳までは1歳半検診・3歳検診の機会に保健師が窓口になって、そこから対応していくという流れができています。3歳から5歳は幼稚園・保育園が

主体となるので、各幼稚園・保育園の中で相談するところからスタートする。特別支援学校が私立・公立を問わず幼稚園・保育園の支援に行っているのも、そこで対応していくという形になっている。ただ、多くの方からは『ここに行けばよい』という窓口があれば助かる」という声をいただいているので、それは大きな課題だと感じている。

チーフ・コーディネーターについては、県として、5年間で育成する研修をセンターで実施しており、すでに250人ほどがこの研修を受講している。実際にはその中で特に中心的に動いている人を市から推薦してもらおうというシステムをとっている。ただ、チーフ・コーディネーターの人事異動もあるので、継続的に育成をしていかないと対応できないということが課題である。

委員長： 私自身も関連しているが、高校から大学への移行についての問題もある。私が勤務する大学でも特別支援を要する入学志願者が多くなって、入学後のケアも含めた対応が必要となっている。その課題についてはどのように考えているのか。

特別支援教育課長： 高校から大学に進むにあたって、学校で進路相談をしながら対応している。また、今は大学入試の際にもかなり具体的な配慮がなされるようになってきたので、その範囲の中での対応が可能ではないかと考えている。ただ、高校や大学を含めて、本人のニーズにあった支援体制ができているかというところはまだ限界があり、入りたい学校があっても容易には進学できない状況があるのも事実である。

加藤委員： 先日、総合教育センター主催の、幼稚園・保育園・小学校の連携についてのシンポジウムがあつて参加した。そこでは徐々に幼・保・小の連携が進みつつあるという機運を感じたが、不安に感じたこともある。それは、障害をもった子どもや貧困にあえいでいる家庭で行方が分からなくなった子ども、あるいは児童虐待の被害者となっている子どもなど、幼・保・小の連携の基本となる部分の対策がまだ十分にはなされていない、ということである。むしろ、虐待などがひどい場合には、家庭から子どもを引き離して子どもだけで育てた方が、子どもにとって良い場合があるのではないか。一般の幼・保・小の連携は、国もどんどん施策を講じてくるし、県でも講じることができるので、格差はなくなってくると思う。しかし、生活困窮家庭に対して、どのようにして手を差し伸べるべきなのか。行政がお金を出しても、親のパチンコ代に消えてしまって子どもに回らないということもあり得る。それならば、お金を親に渡す必要はなく、家庭から子どもを預かってきちんと暮らせるシステムを作っていく方が大事なのではないか。今後は、そのような課題に深く取り組んでいく必要があると思う。

委員長： まだまだ多くの課題があると思う。ただ、教育委員会だけでは解決できないこともあるので、どのようにして課題をクリアしていくのか。それには「連携」がキーワードになってくると思うので、引き続き対応していただきたい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)
委 員 長： 報告事項4を了承した。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>報告事項5 平成26年度末 校長退職者状況報告

※非公開

<非>報告事項6 主幹教諭の希望降任について

※非公開

【非公開の決議】

委 員 長： ここで追加議案がある。
まず、追加議案の審議に入る前に、この議案の取扱について諮る。
追加議案である第57号議案は人事案件のため、非公開とすることに異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第57号議案を非公開とする。

【出席者の決議】

委 員 長： 次に、第57号議案は安倍教育長の一身上に関する事件であるが、地教
行法第13条第5項の規定により、教育委員会の同意があるときは、会
議に出席し、発言することができる。それでは、安倍教育長がこのま
ま会議に出席することに異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： 安倍教育長の出席を認める。

<非>第57号議案 教育委員会委員の辞任

※非公開

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第22回教育委員会定例会を閉会とする。